

スペイン・イタリアにおける県産品プロモーション事業業務 基本仕様書

1. 本事業の目的

スペイン及びイタリアは、ヨーロッパにおける主要なワイン及び米の生産国である。両国とも、米を食べる文化やペアリング文化、テロワール（土地、気候、人の技術）を重視する食文化が根付いており、本県の主力輸出品目である県産酒と県産米を中心とした県産品（県産酒、県産米、県産加工食品。以下「県産品」という。）が受け入れられる十分な土壌がある。

スペインについては、今後の日本酒の取扱拡大が期待されているヨーロッパの新市場であり、他県に先駆けて県産酒の認知度を向上させる必要がある。

イタリアについては、これまでの県等の取組みにより、ミラノ市を中心に県産酒の品質の高さや美味しさに係る認知度が確立されており、県産酒をとっかかりとした取組みを行うことで、県産米など他の県産品の認知度向上、取引拡大が期待できる。

こうしたことから、スペイン及びイタリアにおいて、飲食店等関係者向けに県産酒及び県産米を中心とした県産品のPRを実施することで、ヨーロッパにおける県産品のブランド力を向上させるとともに業務用需要を掘り起し、将来の販路開拓・拡大を図る。

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

3. 委託業務の内容

実施業務：県産品の品質の高さと美味しさ等をPRするイベント（セミナー兼試飲・試食会）の開催

対象者：現地料理業界関係者（B to B）

実施回数等：実施回数は合計で3回とし、時期及び場所等は下表のとおりとすること

| | 国 | 都市 | 時期 |
|---|------|-----------------------|--------------|
| ① | イタリア | ミラノ又は他主要都市 | 令和8年9月から10月頃 |
| ② | スペイン | マドリード又はバレンシア等 主要都市 | 令和8年9月から10月頃 |
| ③ | スペイン | 同上 | ②の開催後 |

※②については、酒蔵関係者が現地訪問を予定（参加酒蔵及び人数等は別途発注者において募集・調整する）

業務内容：

(1) イベントの企画・準備等

イベントの実実施計画、準備及び運営について、発注者と十分な連絡調整を図り実施すること。

(2) 会場選定・調整等

イベントの開催会場について、上記「実施回数等」の表に基づき、適切な会場を選定の上、当該会場とイベント開催に向けた準備調整を行い、開催当日の円滑な運営を図ること。

(3) 招待客の選定・手配

イベントの招待客について、現地飲食店経営者、シェフ、ソムリエ、ディストリビューター等の県産品の輸出拡大に有力と判断される業界関係者等を選定・招待すること。

(4) イベント用県産品の選定及び手配

イベント時に提供する県産品の選定及び調達並びに輸送は受託者において実施すること。(ただし、酒蔵が現地参加するイベントについては、酒蔵が自社商品を持ち込みする場合がある。)

(5) イベント内容

ア イベントは、県産品の品質の特長や美味しさを伝える内容とし、全てのイベントにおいて県産酒の試飲を行うこと。

イ 上記「実施回数等」の表中、①のイベントについては県産米のPRを中心とした内容とし、県産米そのもの又は県産米を使用した料理の試食を行うこと。

ウ 上記「実施回数等」の表中、②及び③のイベントについては県産酒のPR、理解促進を中心とした内容とすること。

エ 司会・進行や招待客対応など、イベントを円滑に運営すること。

オ 今後の県産品の輸出拡大の参考となるよう、招待客にアンケートを実施すること。

(6) 通訳の手配

上記「実施回数等」の表中、②のイベントについては、通訳を手配すること。

4. 事業実施の報告

受注者は、以下により事業実施の報告を発注者に対し行うこと。

(1) 本契約期間の満了の日までに、委託業務の実施結果について実績報告書を提出すること。

(2) 実績報告書には次に掲げる内容を記載すること。

ア 3回のイベントそれぞれについての実施概況。

イ 3回のイベントいずれについても現地の様子がわかるよう、写真データを添えること。

ウ 本業務の実施による効果（見込みを含む）。

※ 県産品の新規発注や取扱先の拡大、イベント参加者の反応や感想等

エ 本業務終了後（令和9年度以降）に、新たに発注者がスペイン及びイタリアにおいて県産品のプロモーション活動を行う場合に、県産品のPRや販路拡大に有効と考えられる取組み案の提案。

(3) そのほか、発注者が必要と認める場合には、随時報告を行うこと。

5. その他

(1) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(2) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

以上